

企業立地促進区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2の2①、25の2の2①、旧震災特例法17の2の2①、25の2の2①）

		事業年度 又は連結 事業年度	法人名	
対象資産の区分	1	17条の2の2第1項表（ ）号 25条の2の2第1項表（ ）号 旧17条の2の2第1項 旧25条の2の2第1項	17条の2の2第1項表（ ）号 25条の2の2第1項表（ ）号 旧17条の2の2第1項 旧25条の2の2第1項	17条の2の2第1項表（ ）号 25条の2の2第1項表（ ）号 旧17条の2の2第1項 旧25条の2の2第1項
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対象資産の種類等	3	( )	( )	( )
対象資産の名称	4			
同上の所在地	5			
取得等年月日	6	・	・	・
事業の用に供した年月日	7	・	・	・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
普通償却限度額	10			
特別償却率	11	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 (9)－(10)又は(9)×(11)	12	円	円	円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
<b>適用要件等</b>				
福島県知事の認定等 を受けた年月日	14	・	・	・
提出企業立地促進計画 の提出等のあった年月日	15	・	・	・
避難指示の全てが 解除された年月日	16	・	・	・
その他参考となる事項	17			

特別償却の付表（震一の一） 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## 特別償却の付表（震一の二）の記載の仕方

1 この特別償却の付表（震一の二）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《企業立地促進区域等において機械等を取付した場合の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《企業立地促進区域において機械等を取付した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取付した場合の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取付した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第17条の2の2第1項の表の各号の第5欄若しくは第25条の2の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は令和3年旧震災特例法第17条の2の2第1項若しくは第25条の2の2第1項に規定する特定機械装置等を含みます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。

3 「対象資産の区分1」は、対象資産が震災特例法第17条の2の2第1項若しくは第25条の2の2第1項又は令和3年旧震災特例法第17条の2の2第1項若しくは第25条の2の2第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、対象資産が震災特例法第17条の2の2第1項又は第25条の2の2第1項の規定の適用を受けるものである場合には、（ ）内は、これらの規定の表の各号の該当

号を記載します。

4 「事業の種類2」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第18条第1項《企業立地促進計画の作成等》に規定する避難解除等区域復興再生推進事業、福島復興特措法第75第1項《特定事業活動振興計画の実施状況の報告等》に規定する提出特定事業活動振興計画（以下「提出特定事業活動振興計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第74条第1項《特定事業活動振興計画の作成等》に規定する特定事業活動（以下「特定事業活動」といいます。）に係る事業又は福島復興特措法第84条第1項《新産業創出等推進事業促進計画の作成等》に規定する新産業創出等推進事業のいずれかを記載します。

5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載します。

6 「対象資産の名称4」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。

7 「同上の所在地5」には、福島復興特措法第19条第1項《企業立地促進計画の実施状況の報告等》に規定する提出企業立地促進計画（以下「提出企業立地促進計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域（以下「企業立地促進区域」といいます。）、福島県の区域又は福島復興特措法第85条第1項《新産業創出等推進事業促進計画の実施状況の報告等》に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下「提出新産業創出等推進事業促進計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第84条第2項第2号に規定する新産業創出等推進事業促進区域内にある対象資産の所在地を記載します。

8 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

9 「普通償却限度額10」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度又は連結事業年度の普通償却限度額を記載します。この場

合、「特別償却率11」は使用しません。

10 「特別償却限度額12」は、次の対象資産の区分に応じそれぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。

(1) 機械及び装置…(9)－(10)

(2) 建物及びその附属設備又は構築物…(9)×(11)

11 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

12 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「福島県知事の認定等を受けた年月日14」には、福島復興特措法第20条第1項《避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定等》に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の同条第3項の規定による福島県知事の認定、提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行うことについての福島復興特措法第75条の2《課税の特例》の規定による福島県知事の指定又は福島復興特措法第85条の2第1項《新産業創出等推進事業実施計画の認定等》に規定する新産業創出等推進事業実施計画の同条第3項の規定による福島県知事の認定を受けた年月日を記載します。

(2) 「提出企業立地促進計画の提出等のあった年月日15」には、提出企業立地促進計画の福島復興特措法第18条

第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出、提出特定事業活動振興計画の福島復興特措法第74条第3項（同条第6項において準用する場合を含みます。）の規定による提出又は提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興特措法第84条第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出のあった年月日を記載します。

なお、復興庁設置法等改正法附則第13条第1項《福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置》の規定の適用がある場合には、復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法第18条第4項《企業立地促進計画の作成等》の規定による同条第1項に規定する企業立地促進計画の提出のあった年月日を記載します。

(3) 「避難指示の全てが解除された年月日16」には、企業立地促進区域に該当する福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等に係る避難指示（福島復興特措法第4条第4号イからホまで《定義》に掲げる指示をいいます。）の全てが解除された年月日を記載します。

(4) 「その他参考となる事項17」には、その資産が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載します。